

遊休農地利活用促進事業

目的

耕作されていない遊休農地について、担い手等が利用することが可能となるように適切な維持管理を実施することで、耕作放棄地の発生を未然に防止します。

内容

農業振興地域内の一定のまとまった農地がある地域で、草刈等の農地の維持管理作業に対して、必要な経費の一部を補助します。

補助対象者（事業主体）

農地所有者から委任を受けた個人、法人、町内会、その他の団体。

※団体は、代表者を含め地域住民10戸以上で組織され、規約が必要。

補助条件

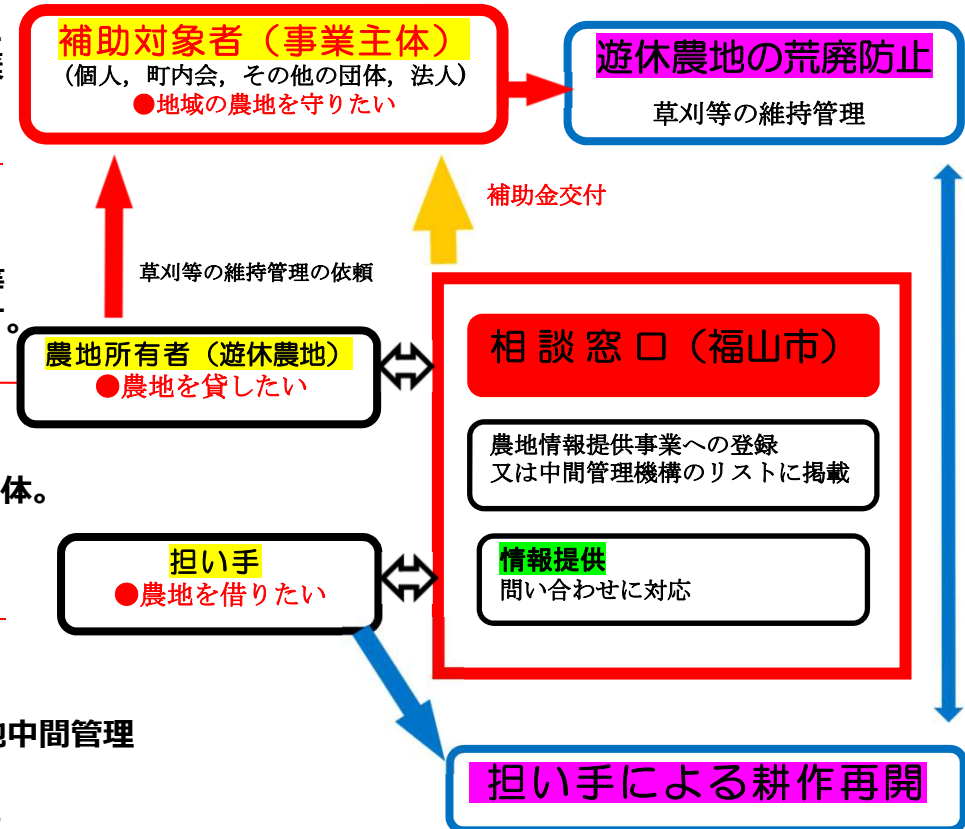
- 対象農地が、農地情報提供事業に登録されていること又は農地中間管理機構の借受農用地リストに掲載されていること。
- 対象農地の面積が、合計10アール（1,000㎡）以上あること。
- 対象農地を含んで20アール以上の一団の農地がある地域であること。
- 対象農地を適切に管理するための計画があること。
- 農地利用最適化推進委員が、事業主体を適当と認めること。

補助金額

10アールあたり10,000円。

※補助は2年目まで対象

事業イメージ



お問い合わせ先
〒720-8501
福山市東桜町3番5号
福山市経済環境局経済部農業振興課
TEL 084-928-1177